**○経済産業省告示第八十号**

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第五号の規定に基づき、同号の業種を次の表のとおり指定する。

令和八年六月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

| 番号 | 業種 | 指定期間 |
|---|---|---|
| 一 | 野菜作農業（きのこ類の栽培を含む。）（製造加工設備を有するもやし栽培農業（作業所内において工場的生産設備（最小限温度又は湿度調節装置及び育成管理室を有することが必要。以下同じ。）をもって生産及び卸売する菌床栽培方式のきのこ栽培農業、並びに作業所内において工場的生産設備をもって生産及び卸売する苗床栽培方式のかいわれ大根栽培農業に限る。） | 令和八年七月一日から令和八年九月三十日まで |
| 二 | 工芸農作物農業（製造加工設備を有する茶作農業であって、荒茶及び仕上茶の製造を行っているものに限る。） | |
| 三 | 養鶏業（人工ふ卵設備を有し、鶏卵の人工ふ化を行うものに限る。） | |
| 四 | 素材生産業 | |
| 五 | 素材生産サービス業 | |
| 六 | 石炭鉱業（石炭選別業を含む。） | |
| 七 | 花こう岩・同類似岩石採石業 | |
| 八 | 石英粗面岩・同類似岩石採石業 | |
| 九 | 安山岩・同類似岩石採石業 | |
| 十 | 大理石採石業 | |
| 十一 | 凝灰岩採石業 | |
| 十二 | 砂岩採石業 | |
| 十三 | 粘板岩採石業 | |
| 十四 | 砂・砂利・玉石採取業 | |
| 十五 | その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業 | |
| 十六 | 耐火粘土鉱業 | |
| 十七 | ろう石鉱業 | |
| 十八 | ドロマイト鉱業 | |
| 十九 | 長石鉱業 | |
| 二十 | けい石鉱業 | |
| 二十一 | 天然けい砂鉱業 | |
| 二十二 | 石灰石鉱業 | |
| 二十三 | その他の窯業原料用鉱物鉱業 | |
| 二十四 | 酸性白土鉱業 | |
| 二十五 | ベントナイト鉱業 | |
| 二十六 | けいそう土鉱業 | |
| 二十七 | 他に分類されない鉱業 | |
| 二十八 | 一般土木建築工事業 | |
| 二十九 | 土木工事業（造園工事業、しゅんせつ工事業及び舗装工事業を除く。） | |
| 三十 | 造園工事業 | |
| 三十一 | 建築工事業（木造建築工事業を除く。） | |
| 三十二 | 木造建築工事業 | |
| 三十三 | 大工工事業（型枠大工工事業を除く。） | |
| 三十四 | とび工事業 | |
| 三十五 | 土工・コンクリート工事業 | |
| 三十六 | 特殊コンクリート工事業 | |
| 三十七 | タイル工事業 | |
| 三十八 | コンクリートブロック工事業 | |
| 三十九 | 塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く。） | |
| 四十 | 道路標示・区画線工事業 | |
| 四十一 | 床工事業 | |
| 四十二 | 内装工事業 | |
| 四十三 | 金属製建具工事業 | |
| 四十四 | 木製建具工事業 | |
| 四十五 | 屋根工事業（金属製屋根工事業を除く。） | |
| 四十六 | 防水工事業 | |
| 四十七 | 解体・はつり工事業 | |
| 四十八 | 電気通信工事業（有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く。） | |
| 四十九 | 有線テレビジョン放送設備設置工事業 | |
| 五十 | 信号装置工事業 | |